

工事請負契約変更状況(12月分)

令和4年1月6日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
103019	道路建設課	市道二子沢線道路改良工事	44,385,000	50,307,400	44,352,000	47,933,600	3,548,600	8.0%	(4)(7)	1	R3.12.1	みちのく工業(株)
103043	建築住宅課	市営北厨川アパート5号館浴室改善工事	81,364,800	85,811,000	78,057,100	81,521,000	156,200	0.2%	(4)	1	R3.12.8	開成建設(株)
103014	教育委員会総務課	盛岡市立山岸小学校トイレ改修工事	24,468,400	26,356,000	23,949,200	24,488,200	19,800	0.1%	(2)(4)	1	R3.12.1	(有)サン住設
103024	教育委員会総務課	盛岡市立下小路中学校トイレ改修工事	53,680,000	54,494,000	49,299,800	53,895,600	215,600	0.4%	(4)(7)	1	R3.12.1	(有)中野設備工業所
503042	水道建設課	北山二丁目地内配水管移設工事	13,365,000	14,982,000	13,028,400	15,800,400	2,435,400	18.2%	(6)(7)	2	R3.12.2	J・ウォーター(株)
503012	下水道整備課	盛南中央第一処理分区第二工区汚水管建設工事	66,677,600	74,831,900	66,658,900	68,299,000	1,621,400	2.4%	(4)(6)	1	R3.12.6	三陸土建(株)
103075	道路管理課	市道清水頭西松園二丁目1号線外1路線舗装二次改築工事	50,248,000	53,773,500	47,675,100	48,985,200	-1,262,800	-2.5%	(4)(6)	1	R3.12.13	(株)タカヤ
103028	教育委員会総務課	盛岡市立青山小学校トイレ改修工事	37,345,000	37,444,000	33,837,100	37,103,000	-242,000	-0.6%	(7)	2	R3.12.1	旭管工(株)
503034	水道維持課	松園一丁目外地下配水管クリーニング工事	35,860,000	42,372,000	35,496,522	36,979,800	1,119,800	3.1%	(4)	2	R3.12.9	(株)小林水道土木工業所
103004	建築住宅課	市営法領田アパート1・2号館大規模計画改修工事その1	39,380,000	42,966,000	39,105,000	39,782,600	402,600	1.0%	(4)	1	R3.12.15	協同組合 建翔
103074	道路管理課	市道大沢馬場線二次改築舗装工事	26,116,737	29,849,600	26,007,300	31,284,000	5,167,263	19.8%	(4)(6)	1	R3.12.15	(株)梅津組
103015	公園みどり課	令和3年度史跡盛岡城跡三ノ丸北西部石垣修復等工事	104,500,000	104,838,800	-	119,948,400	15,448,400	14.8%	(4)(6)	2	R3.12.27	鹿島建設(株)
503028	下水道整備課	都南中央処理分区第二工区汚水管布設工事	32,835,000	33,017,600	28,803,500	26,936,800	-5,898,200	-18.0%	(4)(6)	2	R3.12.24	(株)浅沼工務店
103056	玉山・建設課	市道日戸柴沢線道路改良工事	15,980,800	18,187,400	15,979,700	15,490,200	-490,600	-3.1%	(4)	1	R3.12.23	東北体育施設(株)
502038	浄水課	米内浄水場急速ろ過池複層化工事	143,000,000	150,212,700	-	145,596,000	2,596,000	1.8%	(5)(7)	1	R3.12.24	(株)水機テクノス

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。